

## 上越市公共下水道見直し区域に係る下水道使用料の減免に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道見直し区域において、下水道法第16条に基づく工事を行う民間事業者等の負担軽減を図るため、上越市下水道条例（昭和63年上越市条例第31号）第25条の規定に基づき実施する下水道使用料の減免に関し、同条例及び上越市下水道条例施行規則（昭和63年上越市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共下水道見直し区域 上越市公共下水道全体計画区域であった区域のうち、令和5年2月に改定した上越市下水道事業経営戦略に基づく見直しにより、合併処理浄化槽に転換した区域をいう。
- (2) 民間事業者等 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者以外の人及び団体をいう。
- (3) 公共下水道 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 下水道法第16条に基づく工事 下水道法第16条の規定により、民間事業者等が行う公共下水道の施設に関する工事のうち、上越市下水道法第16条に基づく工事に関する要綱（平成15年1月1日実施）第4条の規定により承認された工事をいう。

### (減免対象者)

第3条 下水道使用料の減免を受けることができる人及び団体（以下「減免対象者」という。）は、公共下水道見直し区域において、令和11年3月31日までの間に、下水道法第16条に基づく工事を完了する民間事業者等で、供用開始後、自ら公共下水道を使用するものとする。

### (減免対象経費)

第4条 下水道使用料の減免額の算定の基礎となる経費（以下「減免対象経費」という。）は、下水道法第16条に基づく工事に係る調査設計及び工事費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する経費について、市長が別に定める積算基準に基づき再算定した額を超えるときは、当該額を減免対象経費とする。

### (減免額)

第5条 下水道使用料の減免額の総額（以下「減免総額」という。）は、減免対象経費に4分の3を乗じて得た額とする。

(減免の方法)

第6条 下水道使用料の減免方法は、毎月下水道使用料を減免した額の合計額が減免総額に達するまでの間、毎月下水道使用料を免除するものとする。この場合において、当該合計額が減免総額に達する最終月については、その残額を下水道使用料から減額するものとする。

(減免期間)

第7条 下水道使用料を減免する期間（以下「減免期間」という。）は、次条第2項の規定により減免を決定した日の属する月の翌月から、毎月下水道使用料を減免した額の合計額が減免総額に達する月までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、減免期間は、最長で8年間とする。

(減免申請等)

第8条 減免対象者は、下水道法第16条に基づく工事の完了の検査後に、規則第21条第1項の規定による減免申請書に工事代金の支払を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、減免の可否を決定したときは、規則第21条第2項の規定による減免決定通知書により通知するものとする。

(減免の取消し)

第9条 市長は、減免を受けた人及び団体が虚偽その他の不正の行為により減免を受けたと認めるときは、減免の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定により減免の全部又は一部を取り消された減免を受けた人及び団体は、当該減免を取り消された額に相当する額を納付しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。